静岡県労働保険指導協会だより

令和元年 冬号



〒420-0961 静岡市葵区北3-7-27

静岡県労働保険指導協会

2 054-297-5104

社会保険に加入しましょう

(労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金保険)





老齢年金を受け取るために



労災保険

1人でも従業員を雇っていれば 加入義務あり(強制)。 当会の事業所様は、 ご加入済みです。ただし、経営者の方のご 加入は、別途申し込みが必要です(任意)。 セーフティネットなのでご加入をお勧めします。

厚生年金保険

●法人

従業員の人数を問わず強制加入

●個人事業

5名以上の従業員を雇っていれば強制加入 (飲食業、理容業、税理士等の一<u>部の</u>

本誌3~5ページ 業種は任意加入)

健康保険 · 厚生年金保険 の保険料に関する記事は

28 年 10 月より 従業員 501 人以上の事業所で

健康保険・厚生年金保険の

加入対象が広がりました

法改正

雇用保険

雇用保険の適用拡大。 29年1月より 65 歳以上も加入対象



31 日以上引き続き雇用が 見込まれ、

1週間の所定労働時間が

20 時間以上の従業員(パート・アルバイト等を含む) を1人でも雇っていれば加入義務があります。

健康保険

●法人

従業員の人数を問わず強制加入

●個人事業

5名以上の従業員を雇っていれば強制加入 (飲食業、理容業、税理士等の一部の 業種は任意加入)





詳しくは当会まで ② 054-297-5104





今月の深堀り知識

Q、パート・アルバイトの方の 健康保険&厚生年金保険の加入義務は?

関連記事:3ページ「健康保険&厚生年金保険 の保険料に関する基礎知識」

*社会保険(健康保険・厚生年金保険)の加入は、企業単位で 行います。社会保険に加入すべき企業については、上段の「社 会保険に加入しましょう」をご覧ください。社会保険に加入 している企業では、**本人の意思に関係なく、原則、適用要件** にあてはまる方は全員、社会保険に加入します。

従業員数501人以上の企業の場合

所定労働時間が週30時間以上、もしくは、①~⑤すべて 満たす場合には、健康保険と厚生年金保険に加入の義務が あります。

- ①1週間あたりの所定労働時間が20時間以上。
- ②1ヶ月あたりの**所定内賃金が88,000円以上**。
- ③雇用期間の見込みが1年以上であること。
- ④学生でないこと。
- ⑤75歳以上でないこと(健康保険)。 70歳以上でないこと(厚生年金保険)。

従業員数500人以下の企業の場合

次にあてはまる方は健康保険と厚生年金保険に加入の 義務があります。

「1週間の所定労働時間」および「1か月の所定労働日数」 が、同じ企業で同じ業務を行っている正社員など一般社 員の4分の3以上。 ただし、75歳以上でないこと (健康保 険)。70歳以上でないこと(厚生年金保険)。

上記要件を満たさない場合には、加入の義務はありませんが、 社会保険に加入することについて労使で合意がなされており、 従業員501人以上の企業の加入要件①~⑤をすべて満たす方は、 健康保険と厚生年金保険に任意で加入することができます。

編集と発行 労働保険事務組合 静岡県労働保険指導協会

〒420-0961 静岡県静岡市葵区北 3-7-27 電話:054-297-5104 FAX:054-297-5101

E-mail: info@shizuoka-rouho.com URL http://shizuoka-rouho.com/